

## 第5次水質総量規制について

### 1 経緯

#### (1) 水質総量規制制度の趣旨

工場等に対し、濃度基準による通常の排水規制に加えて総量規制基準（濃度×排水量）を適用するとともに、生活排水等も含めた全ての汚濁源を生活系、産業系及びその他（畜産、農業等）系に分けて、それらから発生する汚濁物質の総量の削減を計画的・段階的に推進する制度。

#### (2) これまでの実施状況

- ① 昭和54年から、東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海について、有機汚濁の代表的項目である化学的酸素要求量（COD）を対象に実施
- ② 全ての汚濁源を生活系、産業系及びその他系に分けて、それぞれについて5年ごとの削減目標量を定め、これまで4次にわたり実施
- ③ 現行第4次の総量削減基本方針は、平成8年に策定され、平成11年度を目標として着実に汚濁負荷を削減

#### (3) 課題

- ① 富栄養化の原因物質である窒素及びりん的环境基準の達成率は低く、赤潮などの富栄養化による被害も深刻
- ② CODの陸域からの流入量は着実に減少してきたが、富栄養化により増殖するプランクトンに由来する有機汚濁のため、CODの環境基準の達成率も依然低く、窒素及びりんの削減が不可欠

### 2 中央環境審議会における審議

#### (1) 第5次水質総量規制の在り方について

平成11年2月、次期水質総量規制の在り方について中央環境審議会に諮問、水質部会に付議された。

これを受けて同部会に設置された総量規制専門委員会における議論を踏まえ、平成12年2月、従来のCODに加え、新たに窒素及びりんを水質総量規制の対象とすることが適当として同審議会より答申がなされた。

## (2) 総量規制基準の設定等について

平成12年2月の答申を受け、第5次水質総量規制における総量規制基準の設定方法等について同審議会に諮問、同部会に付議された。

これを受けて同部会に設置された総量規制基準等専門委員会における議論を踏まえ、平成12年10月、新たな総量規制基準の設定方法等について同審議会より答申がなされた。

## 3 第5次水質総量規制の実施

### (1) 総量削減基本方針

平成12年2月の答申を踏まえ、関係法令の整備を行うとともに関係都府県とともに調査・検討を進め、平成13年12月11日、COD、窒素及びりんについて平成16年度を目標に汚濁物質の総量の削減目標等を定める総量削減基本方針を策定した。

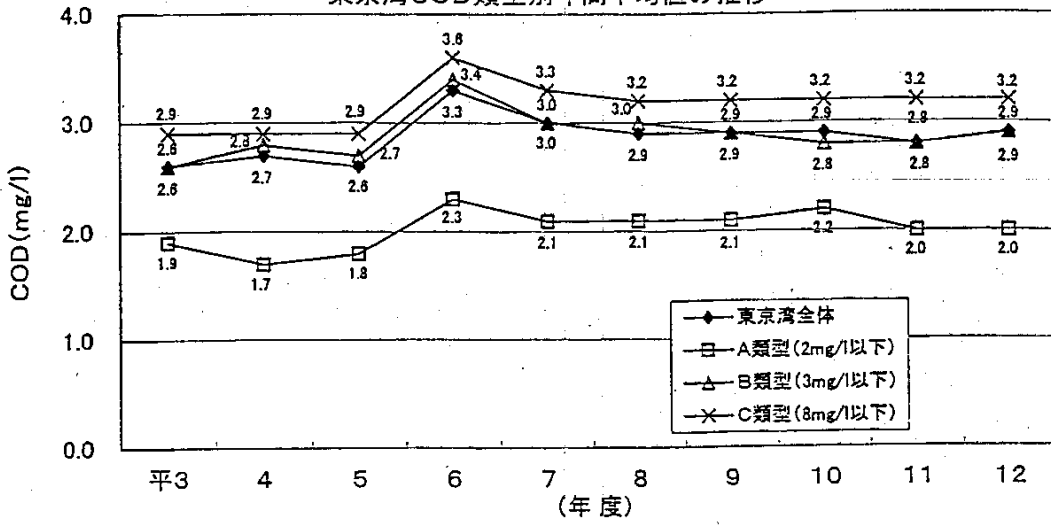
### (2) 総量削減計画

東京湾、伊勢湾及び瀬戸内海沿岸の関係都府県は、この総量削減基本方針に基づき、総量削減計画を策定し、都府県ごとの発生源別の削減目標量及び削減の方途等を定めることとされており、平成14年春の策定を目途に各都府県において検討が進められている。

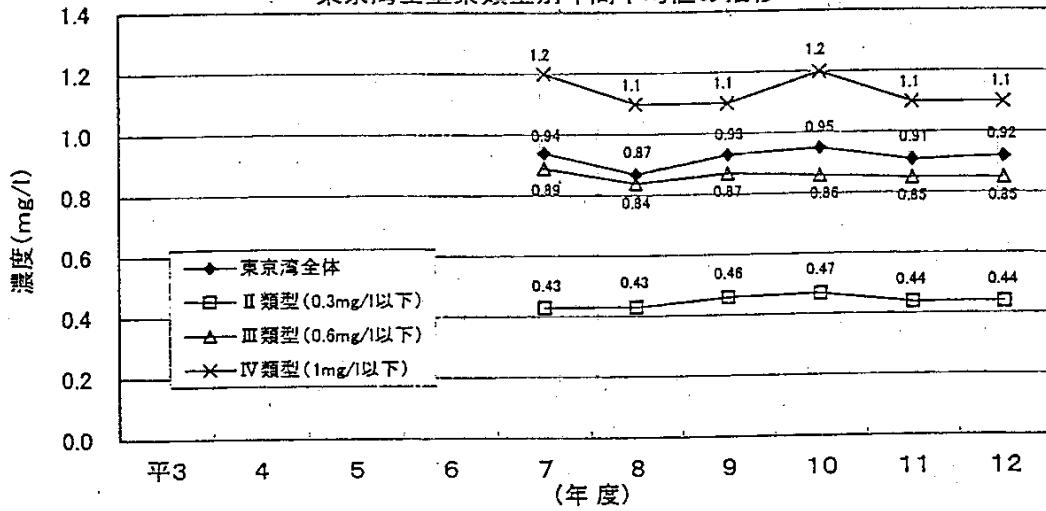
### (3) 総量規制基準

総量削減計画に定める削減目標量を達成するための主要な手段として、工場・事業場に対し、通常の濃度基準による排水規制に加え、汚濁負荷量（排水濃度×排水量）についての総量規制基準が適用されることとなっており、平成12年10月の答申を踏まえ、平成14年春を目途に各都府県が設定し、一定の猶予期間を経た上で工場・事業場に適用される予定。

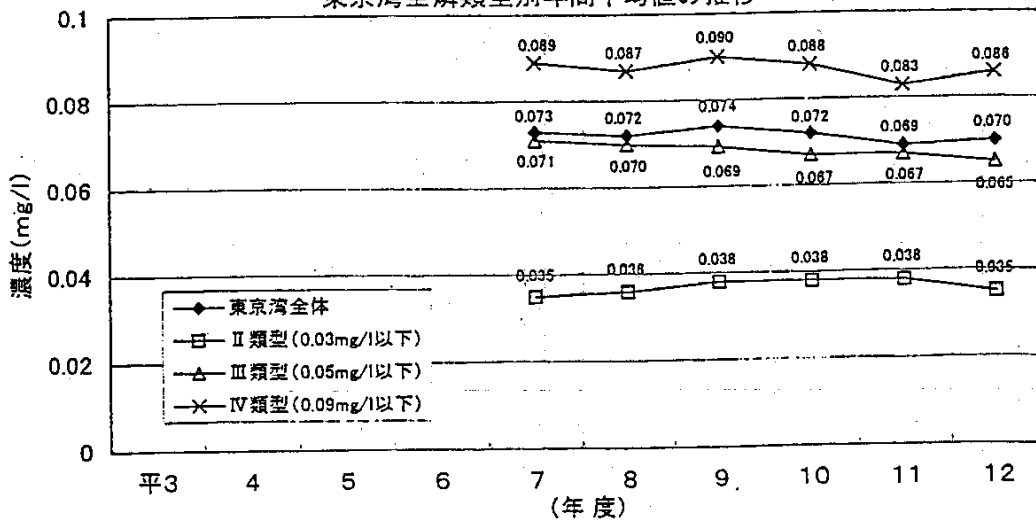
東京湾COD類型別年間平均値の推移



東京湾全窒素類型別年間平均値の推移

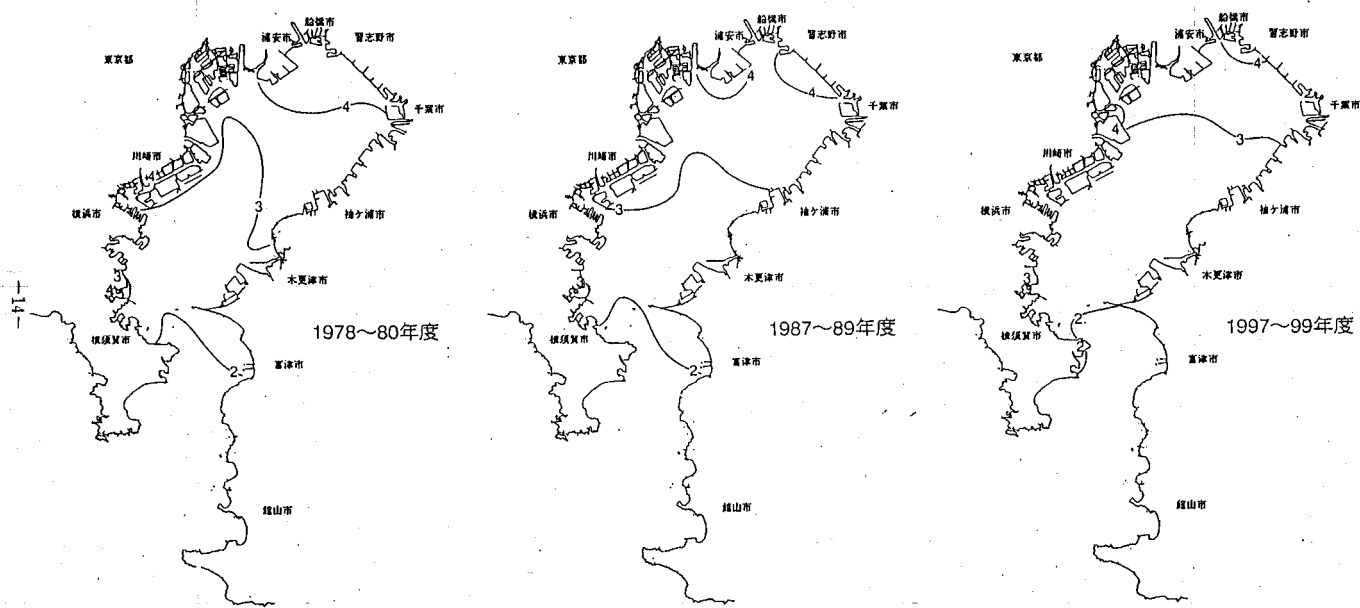


東京湾全磷類型別年間平均値の推移



# 閉鎖性海域の水質変化 (COD)

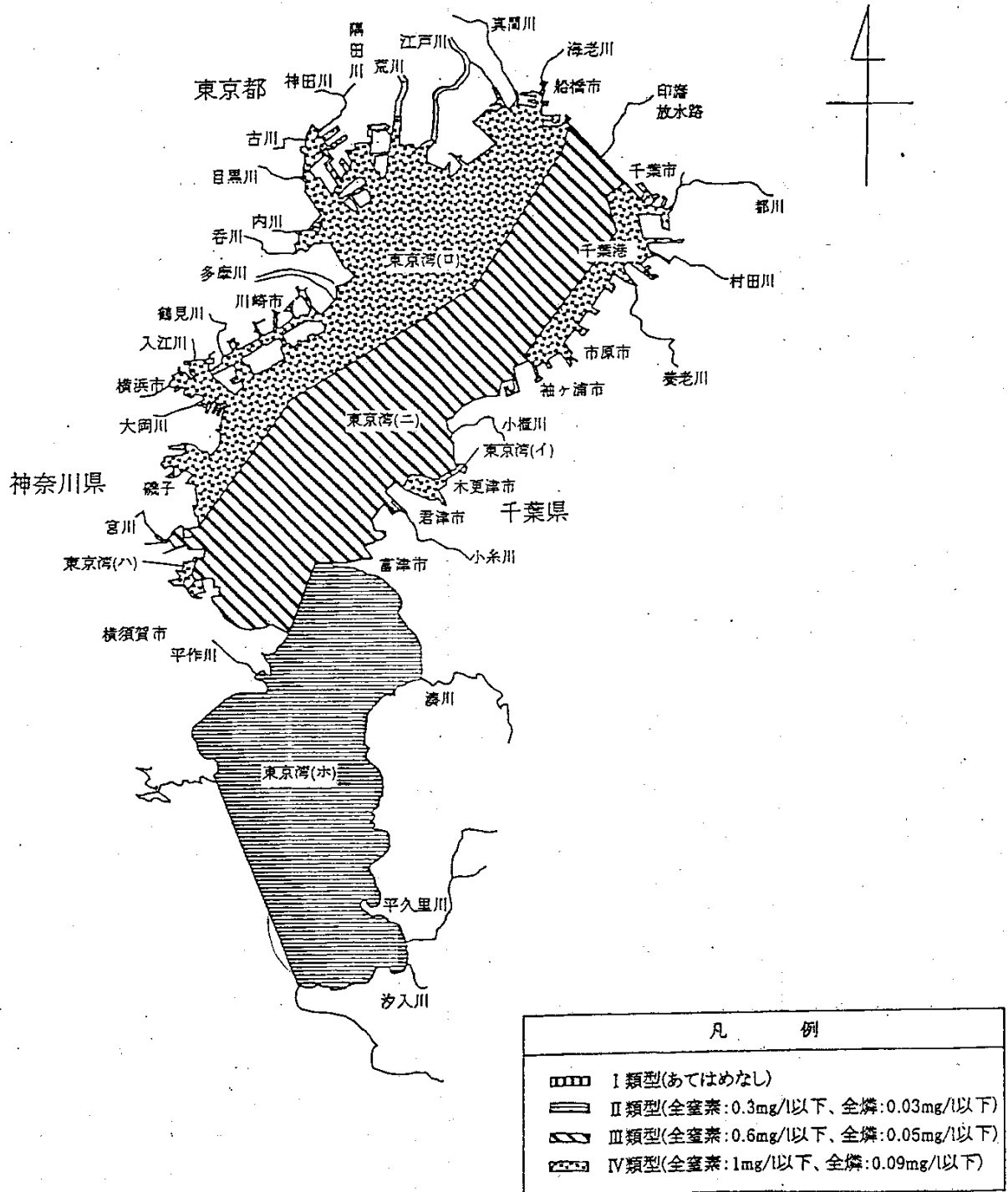
## 東京湾の水質変化



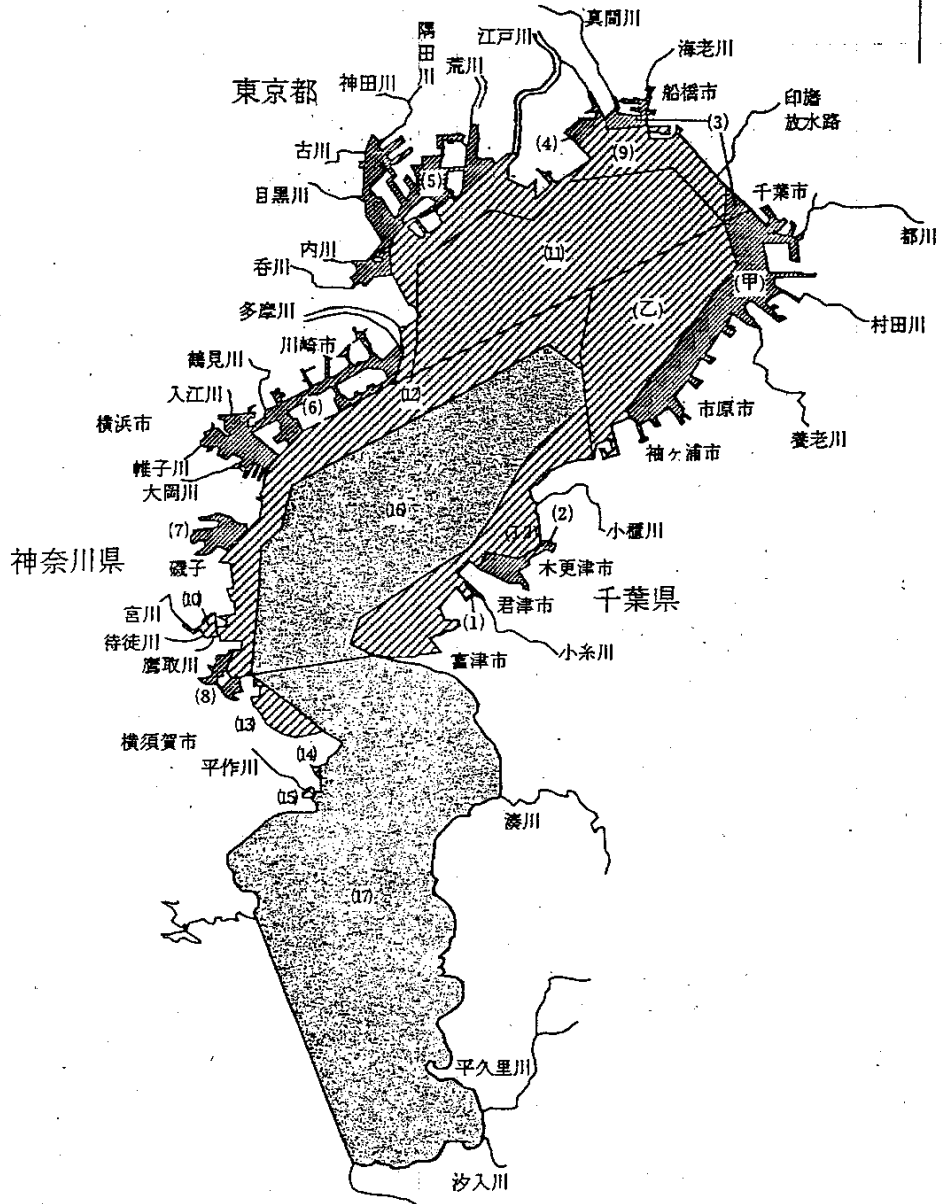
(備考) 概ね10年ごとに各環境基準点のCOD年間平均値をもとに濃度分布図を作成した。  
COD年間平均値は3年間の平均値を用い、等濃度線の単位は(mg/l)である。



東京湾環境基準類型指定概況図（全窒素及び全磷に関する類型図）



東京湾環境基準類型指定概況図 (CODに関する類型図)



凡 例	
	A類型(2mg/l以下)
	B類型(3mg/l以下)
	C類型(8mg/l以下)

東京湾環境基準類型指定概況図（全窒素及び全磷に関する類型図）

